

(一社) SST 普及協会と地方支部との間の会員情報取扱規定

2019年4月8日 SST 普及協会

SST 普及協会地方支部（以下、支部）は、2007年に当時は任意団体であった SST 普及協会（以下、協会）の支部として発足しました。2014年1月に協会が一般社団法人 SST 普及協会（以下、(一社)協会）へと法人化された際には、定款第2条2項で「この法人は、日本全国に支部を置くことができる」として両者の関連が明示されました。その後、任意団体である支部は地域、法人である協会は全国という立場の違いはあるものの目的を同じくする組織として協力しつつ、位置づけとしては別組織として発展してきました。

これまで会員情報に関する取扱いの規定が明文化されていなかったため、例えば、支部が学術集会や経験交流ワークショップなどの全国的イベントを担当するとき、参加者が会員であるかどうかを支部側で確認することが難しかったり、SST 研修会を支部が開催しようと計画するときその支部に会員がどれくらいいるのか、どう連絡すれば良いかが分からない状況がありました。

全国組織である協会にとって全国の11支部は会員の声やニーズをくみ上げる「目」や「耳」であるとともに、全国で初級や中級研修会を開催するなど、SST 普及の原動力を担うエンジンにもたとえられるものであり、SST の発展のために両者の情報共有と協力は欠かすことができません。そこで個人情報保護法と個人情報保護法ガイドラインに沿ってこの規定を設け、会員の同意のもと適正に情報共有を行い、もって協会と支部の活動の一層の発展を図ることとしました。

1. 会員情報の利用目的について

(一社)協会は定款が定める事業を行うにあたり、会員の入会および会員情報更新などにより、会員の氏名、性別、生年月日、自宅住所、電話番号、メールアドレス等を取得します。これらの会員情報は、次の目的で支部との間で共有し、それ以外の目的では利用しないこととします。

- a. (一社)協会の定款で定める事業目的を達成するための情報共有・提供
 - i.学術集会や経験交流ワークショップなどの開催に伴う連絡・問い合わせ・請求に対応するため
 - ii.ニューズレターやその他の資料の発送や一斉メール等による情報提供のため
 - iii.会員相互の研究に関する連絡及び協力のため
 - iv.認定講師審査業務のため
 - v.その他協会の事業目的を達成するために必要な事業のため
- b.協会の運営上必要な事務業務
 - i.会計上の確認作業のため
 - ii.正会員サービス（電子メール配信サービス、会員専用データベースの利用など）のため

iii.その他協会の事業目的を達成するために必要な付帯・関連する事項のため

2. 協会と支部間の情報共有に関する会員の同意を得る方法

上記の a 項の i～iv、および b 項の i～ii は協会への入会時等に会員の同意を得ることとします。a 項 v および b 項 iii を実施する際には理事会執行委員会の承認をえること、そのことを会員報告会で報告することとします。

3. (一社) 協会と支部間での誓約

本規定に沿って会員情報を適正に運用するため、協会会長と支部長との間で誓約書を結びます。

(一社) 協会会長と支部長は、それぞれの組織の承認のもと、会員情報保護責任者を選任します。会員情報保護責任者は、個人情報保護法と個人情報保護法ガイドラインに沿って、協会と支部との個人情報の扱いが適正に行われているかを監視し、当該組織に勧告する役割をもちます。

4. 会員情報取扱規程の変更について

予告なく本会員情報取扱規程を変更することがあります。本会員情報管理規程の変更は、理事会において議決することとします。変更後は協会ホームページに速やかに公表します。なお、協会が収集した会員情報に対しては、常に最新の会員情報取扱規程が適用され、このような変更はいかなるものであれ、協会ホームページに掲載された日より効力を発揮することとします。

注：本規約で「個人情報保護法」と「個人情報保護法ガイドライン」に基づくとする場合の対象は、「正会員並びに名誉会員」です。賛助会員については、それらに準じた取扱を行うこととします。